

1 理解促進

【基本方針】

関係機関との緊密な連携のもと、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念について更なる普及を図ります。

基本施策

施 策

(1) 障がいに対する理解促進

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② 人権意識の向上
- ③ 福祉教育の推進

(2) 人材育成と活動支援

- ① ボランティアの育成と活動支援
- ② ピアサポートの推進
- ③ 地域福祉活動との連携
- ④ 市職員の人材育成

(3) 差別の解消

- ① 差別解消の推進

(1) 障がいに対する理解促進

【現状と課題】

- ・ 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者、重複障がい等、その特性や必要な配慮等に関する理解の促進が必要です。
- ・ 教育現場や雇用現場等、様々な生活場面に応じた啓発が必要です。こどもの障がいの特性は多様であり、大人とは異なる支援が必要になります。また、障がいのある人の雇用の拡大のために企業の障がいへの正しい理解と労働環境に関する配慮が必要です。
- ・ アンケート調査では「市民の障がいのある人に対する理解」について、「とても理解がある」「理解がある」と回答した人は合わせて 20.5% となっている一方、「あまり理解されていない」「全く理解されていない」と回答した人は合わせて 34.7% となっています。

【取り組みの方向性】

市民の「障がい」に関する理解を深めるため、出前講座の活用や精神障がいに対する理解の周知を図る講演会の開催、12月の障害者週間を中心とした展示やイベントによる啓発・広報活動による取り組みを進めます。

引き続き、「障がい」への理解が深まる取り組みを推進し、地域住民と障がいのある人の交流事業や特別支援学校と小中学校の交流・共同学習等、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

① 啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 障害者週間 ²³ キャンペーンの実施（障害保健福祉課）	障害者週間（12月3日～9日）に市庁舎への懸垂幕の掲出や、障がいのある人による作品展の開催により、広く市民に対して正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
2. 自閉症・発達障害の啓発（子育て支援課）	世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にポスターの掲示や発達障がいのある人の作品展示等にて広く市民に対して啓発事業を行います。
3. 出前講座の開催（障害保健福祉課、福祉総務課、精神保健福祉センター）	障がい福祉の現状や制度を説明する講座や障がいに対する理解を深める体験講座等を開催します。

23 障害者週間：12月3日から9日まで。障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められる。

取り組み	内容
4. ふれあい広場等の開催（福祉総務課）	ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。また、福祉体験等を通じて社会福祉の啓発を行います。
5. ふれあい交流事業の実施（福祉総務課）	障がいのある人と地域住民、ボランティア等との食事会や各種交流事業を実施します。
6. 補助犬イベントの開催（障害保健福祉課）	補助犬イベントを開催し、補助犬ユーザーによるデモンストレーション等を行い、視覚障がいのある人や補助犬に対する理解を深めます。
7. 心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施（障害保健福祉課）	「障害者週間」の取り組みの一環として、障がいのある人に対する理解の促進を図るため、国との共催により「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募します。
8. こころの健康づくり講演会の開催（精神保健福祉センター）	精神疾患、精神障がいに対する理解を深めるため、広く市民への啓発事業を行います。
9. 市庁舎内の販売所の設置（障害保健福祉課）	販売所「チャレンジドショップわ」の市庁舎での販売継続支援を行うことにより、障がいのある人の就労や自立を支援するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深めます。
10. 身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発（障害保健福祉課）	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例（市民マナー条例）に基づき、身体障害者用駐車場の適正利用について、啓発を行います。
11. 広報紙による啓発広報（広聴広報課）	広報紙への掲載を通じて、障がいのある人に対する情報提供や活動紹介等を行うことで、市民の障がいに対する理解を深めます。
12. 手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催（障害保健福祉課）	浜松市手話言語の推進に関する条例の施行に伴い、多くの市民に手話への理解の促進、手話の普及を図るための講座を開催します。
13. はままつ人づくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供（教育総務課）	行政・企業・大学・NPO等が協働して、こどもたちのための講座や人材を提供する仕組み「はままつ人づくりネットワークセンター」を通じて、障がいに対する理解を深める講座を学校の教育活動等で実施できるよう情報提供します。

取り組み	内容
14. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の雇用拡大のため、雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。
15. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課）	地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。また、ヘルプマーク ²⁴ 及びヘルプカード ²⁵ の配布を行います。
16. 障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成（障害保健福祉課）	障がいのある人とその家族向け及び企業向けのパンフレットを作成し、障がいのある人へ就労に関する情報を提供するとともに、企業の障がいのある人の就労に対する理解を深めます。

② 人権意識の向上

取り組み	内容
1. 人権だよりの発行（福祉総務課 人権啓発センター）	人権に関する広報紙を発行し、全職員の人権意識の啓発・高揚を図ります。また、人権啓発用に関係機関に配布します。
2. 人権教育の推進（福祉総務課 人権啓発センター）	幼稚園、小中学校のPTAを対象にした地域ふれあい講座、市職員と教職員を対象にした人権教育指導者研修会を開催し、人権意識の高揚を図ります。
3. 人権啓発イベントの開催（福祉総務課 人権啓発センター）	広く一般市民を対象に、人権に対する正しい理解と認識を深めることを目的に、クリエート夏まつりにおける人権啓発イベントを開催します。
4. 浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施（福祉総務課 人権啓発センター）	磐田市、湖西市、浜松人権擁護委員協議会、静岡地方法務局浜松支局と連携し、人権の花運動 ²⁶ や小学生人権書道・ポスターコンテストの実施、人権週間（12月4日～10日）に人権フェスティバルを開催します。
5. 小中学校における人権教育の推進（指導課）	各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。
6. 人権啓発用絵本の作成（福祉総務課 人権啓発センター）	幼児期からの人権啓発教育を推進するため、人権とは何かを簡単明瞭に分かりやすく問い合わせ、考えさせる内容の絵本を作成し、幼稚園、保育園、小学校等へ配布します。

24 ヘルプマーク：外見からは分からない内部障がいの人等、周囲の人に配慮や援助を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

25 ヘルプカード：ヘルプマークが標示され、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されたカード。

26 人権の花運動：ひまわりの花の栽培を通じてやさしさと思いやりの心をはぐくむ人権啓発運動。

③ 福祉教育の推進

取り組み	内容
1. 共生・共育の推進（教育支援課）	特別支援学校に在籍するこどもが居住する地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。
2. 福祉体験学習の実施（指導課）	市立小中学校において、主に総合的な学習の時間を活用し、福祉体験学習を積極的に実施します。
3. 小中学校における人権教育の推進（指導課）【再掲】	各教科・領域において、人間尊重の教育を基盤において学習指導します。
4. 福祉教育体験事業の実施（福祉総務課）	福祉教育用に福祉用具の貸し出しを行います。

(2) 人材育成と活動支援

【現状と課題】

- ・ 共生社会の実現のためには、小中学生からの福祉教育を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念について、より一層の周知啓発が必要です。
- ・ 障がいのある人を支えるためのボランティアの高齢化が進んでおり、人材育成やボランティア活動の支援を引き続き推進し、人材を確保し、維持していくことが必要です。
- ・ 行政が主体となって行う啓発・広報活動に加えて、地域で一体となって理解を進めるために、引き続き民生委員・児童委員²⁷や地区社会福祉協議会²⁸、NPO等との連携・協力が必要です。

【取り組みの方向性】

人材育成の一環として、各種奉仕員を養成し、ボランティア活動への支援等を実施します。

また、研修会の開催等によりボランティア活動に関心のある人が参加しやすい環境をつくり、併せて団体活動の支援等を行います。

① ボランティアの育成と活動支援

取り組み	内容
1. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館）	視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。
2. 精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援（精神保健福祉センター）	精神疾患や精神障がいのある人に対する理解者を増やし、地域で生活する精神障がいのある人への支援協力者となる精神保健福祉ボランティアの育成、コーディネートを行います。
3. ボランティアの育成と活動支援（福祉総務課）	ボランティア団体・当事者団体等が活動するための拠点の提供及び印刷機、録音機材等活動機材の提供を行います。
4. ボランティア活動のコーディネート（福祉総務課）	様々なボランティア活動を紹介し、ボランティア活動をしたい人の相談に応じます。

27 民生委員・児童委員：民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域のこども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。

28 地区社会福祉協議会：地域における生活上の身近な課題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の地域福祉活動を推進する自主的な住民組織。

取り組み	内容
5. ボランティア団体の活動支援（福祉総務課）	誰もが気軽に交流できる、身近なふれあいの集いづくりを進めるボランティア団体の活動を支援します。また、ボランティア団体等に対し、福祉事業への助成金を交付し、活動支援を行います。
6. ささえあいポイント事業（高齢者福祉課）	介護サービス事業所、障害福祉サービス等事業所や地域の高齢者サロン・配食団体でのボランティア活動、また自身の介護予防活動に対して、換金・寄附が可能なポイントを付与します。

② ピアサポートの推進

取り組み	内容
1. 障がい者団体活動助成事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいのある人の福祉増進を目的とした障がい者団体に対し、団体の活動事業費を補助することで、障がいのある人の社会参加を促進します。
2. 障害者相談員の設置と育成（障害保健福祉課）	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。また、相談の質の向上を目的に相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポート ²⁹ を推進します。
3. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援（精神保健福祉センター）	市内にある精神保健福祉に関する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。

③ 地域福祉活動との連携

取り組み	内容
1. 地区社会福祉協議会の活動支援（福祉総務課）	地域における生活上の身近な課題の解決に取り組んでいる地区社会福祉協議会に対する支援により、住民主体による地域福祉活動を推進します。
2. ふれあい広場等の開催（福祉総務課）【再掲】	ふれあい広場等を開催し、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域の交流を図ります。また、参加団体の拡大と自主運営の更なる充実を目指します。また、福祉体験等を通じて社会福祉の啓発を行います。

29 ピアサポート：同じような立場の人によるサポート（ピア＝仲間、同僚）。

④ 市職員の人材育成

取り組み	内容
1. 障がいを理解するための職員研修の実施（人事課）	障がいのある人の人権やユニバーサルデザインの知識の醸成を図るため、新規採用職員に対して人権、ユニバーサルデザインについて学ぶ研修を実施します。
2. 障がい福祉担当職員の研修の実施（障害者更生相談所）	障がい福祉担当新規配属職員等に対して、身体障害者手帳 ³⁰ 、療育手帳 ³¹ 、補装具等についての研修を行います。
3. 精神障がいを理解するための研修会の開催（精神保健福祉センター）	精神障がいのある人に接する機会のある行政職員及び関係施設職員に対し、精神障がいへの理解を深め、質の高いサービスを提供するために研修会を開催します。
4. ユニバーサルサービス研修の実施（UD・男女共同参画課）	お客様と接する機会の多い窓口担当職員等を対象に、高齢者や障がいのある人等様々なサポートが必要な人への配慮や、サービス提供の方法を学ぶ研修を行います。
5. 障害者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課）	障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

30 身体障害者手帳：身体障がいのある人が各種サービスを利用するため必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

31 療育手帳：知的障がいのある人が各種サービスを利用するため必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

(3) 差別の解消

【現状と課題】

- ・ アンケート調査では「嫌な思いや配慮に欠けると思った対応の経験」について「ある」と回答した人が 22.2%となっており、約5人に1人が嫌な思いや配慮に欠ける対応を経験しています。
- ・ 障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立や社会参加に深刻な影響を与えるものであり、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、事業者や市民に周知啓発を行うなど、障がいのある人の差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進することが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいを理由とした不当な差別の防止を図り、事業者による合理的配慮の提供等について適切に対応できるよう障害福祉サービス等事業担当者を対象にした研修会の開催するとともに、障害者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいの特性や適切な配慮について、普及啓発を行います。

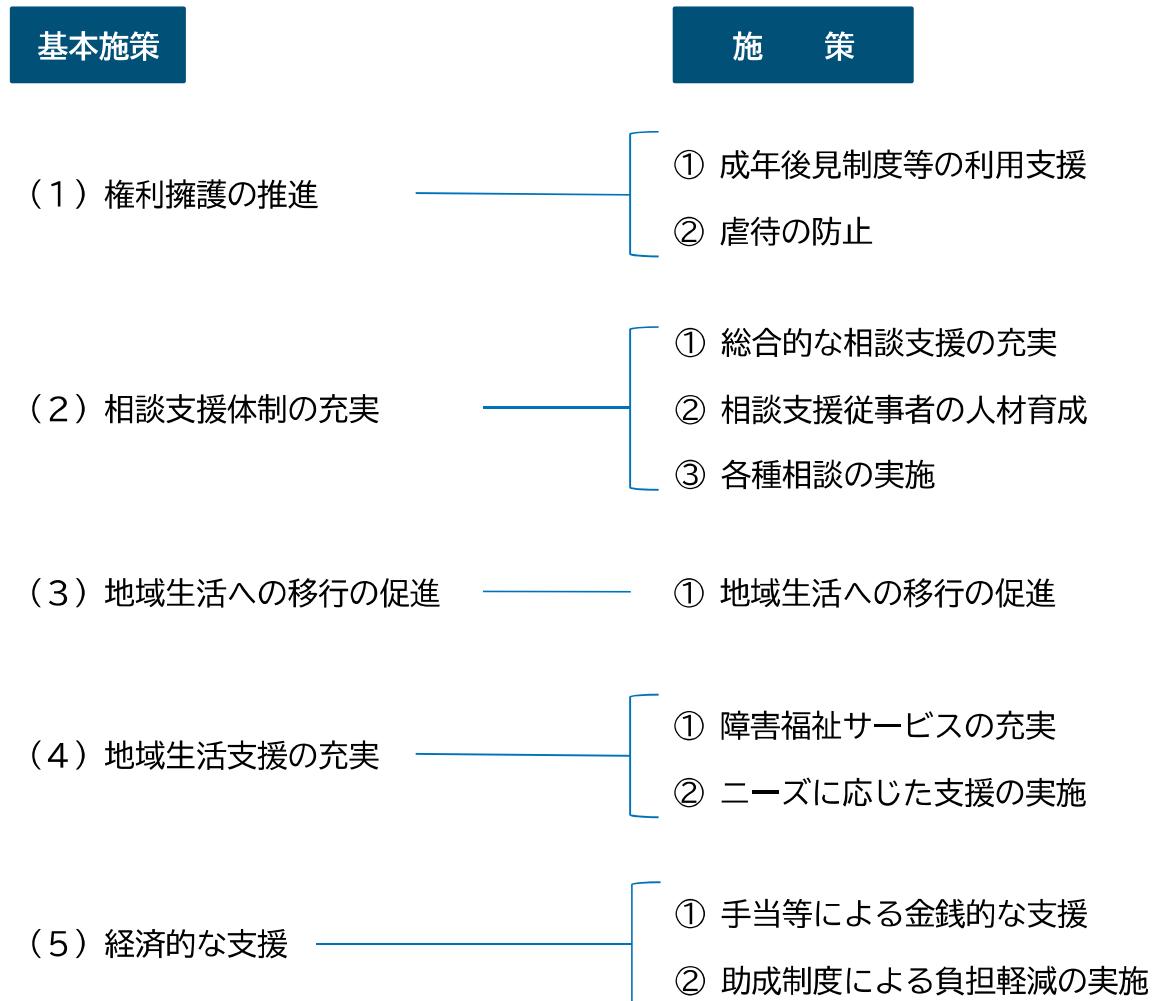
① 差別解消の推進

取り組み	内容
1. 障害者差別解消支援地域協議会の開催（障害保健福祉課）	障害者差別解消法に基づき、地域における障がいのある人への差別に関する相談等について、情報を共有し、差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を運営します。
2. 障がい者差別解消に向けた啓発（障害保健福祉課）【再掲】	地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行います。また、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布を行います。
3. 障害者差別解消法に基づく相談対応（障害保健福祉課）	障害者差別解消法に基づき、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。
4. 障がい者差別解消に向けた職員研修の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員に対し、必要な研修を行います。

2 生活支援

【基本方針】

自らが望む暮らしを実現できるよう、個々のニーズや実態に応じた適切な支援を提供します。



(1) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人の人権や財産を守り、様々なサービスを適切に利用できるよう、その権利を擁護することが求められています。
- ・ 障害福祉サービス等事業者や障がいのある人を雇用している者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」³²⁾ の理解を深めるための取り組みが必要です。

【取り組みの方向性】

成年後見制度についての相談会を開催するなど、制度の普及啓発を行います。また、障がいのある人への虐待の防止を図るとともに、養護者に対する支援を行います。

① 成年後見制度等の利用支援

取り組み	内容
1. 成年後見制度の利用支援（障害保健福祉課）	成年後見制度について、知的障がいや精神障がいのある人、申立を行う親族がいない人を対象に市長が申立を行います。また、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる人に制度利用に要する経費（後見人等に対する報酬）を助成します。また、成年後見制度に携わる団体や関係機関との連絡会において、市民後見人の育成や市の支援のあり方等について検討します。
2. 成年後見制度の利用促進（福祉総務課）	弁護士、司法書士、社会福祉士などにより成年後見制度についての相談会を行うなど、制度の普及啓発を行います。また、権利擁護人材養成講座を開催し、成年後見人等受任のための体制づくりを推進することで、制度利用を促進します。
3. 日常生活自立支援事業（福祉総務課）	知的障がいや精神障がい等により日常生活に不安のある人が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

② 虐待の防止

取り組み	内容
1. 障害者虐待防止法に基づく対応（障害保健福祉課）	障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人の虐待の通報や届出を受けたときは、速やかに安全確認や事実確認を行い必要な措置を講じます。

32 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

取り組み	内容
2. 一時保護のための居室の確保（障害保健福祉課）	障がいのある人への虐待に迅速に対応するため、障害者支援施設等に依頼し、虐待を受けた障がいのある人の緊急受け入れのための居室を確保します。
3. 家庭訪問等個別支援事業の実施（障害保健福祉課）	虐待のおそれのある障がいのある人の世帯に対し、重点的に訪問して、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行います。
4. 虐待防止のための連携協力体制の整備（障害保健福祉課）	障がいのある人への虐待の防止、早期発見・早期対応に関する虐待防止ネットワークの連携及び地域における関係機関等との協力体制の推進を図ります。
5. 複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動（障害保健福祉課）	障害者虐待防止法の理解促進のため、リーフレットの配布や講演会を開催し、普及啓発を行います。また、研修会や講演会を通じて、女性や高齢者等、複合的困難を抱える障がいのある人への虐待の防止及び権利擁護を図ります。
6. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課）	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を運営し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。

(2) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人の抱える課題が多様化・複雑化する中で、支援体制の強化や相談対応の質の向上が必要です。相談を包括的に受け止め、支援関係機関が連携して対応するとともに、窓口の周知や人材育成など、多様なニーズに対応できる相談支援体制の更なる充実を図ることが求められています。

【取り組みの方向性】

本人の意向や心身の状況に応じて、相談を包括的に受け止め、関係機関が協働して支援を推進する相談支援体制を整備します。また、障がいのある人の家族について、相談や障害福祉サービス等の必要な支援につなぐことにより、負担軽減を図ります。

さらに、身近な地域での相談支援を円滑に実施できるよう、障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者のバックアップや人材育成を行います。

全市的に取り組む必要のある課題の解決や地域のニーズに応じた施策を検討していくため、福祉、保健、医療、教育、労働、地域等の関係者からなる障がい者自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

障がい福祉の制度を知らない人や相談へ行けない人を適切な支援機関へつなぐため、地域でピアサポートを行う障害者相談員や、地域福祉活動を担う民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー³³（CSW）等、社会福祉協議会との協力・連携のもと、見守りを含めた支援体制を整備します。

① 総合的な相談支援の充実

取り組み	内容
1. 重層的支援体制整備事業の実施（福祉総務課）	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、包括的に相談を受け止め支援する「属性を問わない相談支援」、社会とのつながりを支援する「参加支援」、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う「地域づくりに向けた支援」の3つの取り組みを一体的に行います。
2. 障がい者基幹相談支援センターの運営（障害保健福祉課）	困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等を行う障がい者基幹相談支援センターを運営します。
3. 障がい者相談支援センターの運営（障害保健福祉課）	障がいのある人等の様々な相談に応じ、情報提供、助言、その他サービス利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行う、障がい者相談支援センターを運営します。

33 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。

取り組み	内容
4. 障がい者自立支援協議会の運営（障害保健福祉課）	障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、障がい者自立支援協議会を運営します。また、障がい者自立支援協議会の活動を市ホームページに掲載します。
5. 障がい者自立支援協議会における専門部会の運営（障害保健福祉課）	障がい者自立支援協議会の中で、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会及び専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営します。
6. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課）	発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
7. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業の実施（福祉総務課）	地域福祉のコーディネートを行うCSWの配置を支援し、個別相談への対応や地区社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動の支援を行うとともに、他団体との連携を推進し、地域の様々な福祉課題の解決につなげます。
8. 医療的ケア児等相談支援センターの運営（障害保健福祉課）	医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。

② 相談支援従事者的人材育成

取り組み	内容
1. 相談支援事業所相談員等の研修の実施（障害保健福祉課）	より質の高い相談支援を提供するため、サービス等利用計画を策定する指定特定相談支援事業所等の相談員その他関係機関の職員を対象とした研修を実施します。
2. 障害者相談員の育成（障害保健福祉課）【再掲】	相談の質の向上を目的に、障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員を対象とした研修を実施することで、ピアサポートを推進します。

③ 各種相談の実施

取り組み	内容
1. 障害者相談員の設置（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人やその家族の中から市が委託した相談員が、関係機関等との連携のもと当事者や家族の相談を受ける体制を整えます。

取り組み	内容
2. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。
3. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。
4. 発達障がい（疑い）のある人の相談の実施（子育て支援課）	身近な窓口等で、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）	発達相談支援センター「ルピロ」において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。
6. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ポルトガル語等によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳(多言語)、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。
7. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）	特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、摂食がいの家族、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
8. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）	ひきこもり地域支援センターにてご本人、ご家族の個別相談を実施します。必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
9. 高次脳機能障害の相談会の実施（障害保健福祉課）	静岡県が実施する「高次脳機能障害医療等総合相談事業」において、リハビリテーション科等の専門医師、作業療法士、社会福祉士、市職員等による予約制の相談を、静岡県西部健康福祉センターを会場として開催します。
10. 依存症相談の実施（精神保健福祉センター）	アルコール、薬物、ギャンブルを中心とした依存問題に関する本人・家族からの相談に応じ、グループプログラムも実施します。
11. 難病相談の実施（健康増進課）	難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。
12. 妊産婦への相談支援（健康増進課）	母子健康手帳交付時に保健師、助産師がすべての妊婦に対して、現状の把握や心配ごとの相談に応じます。また、妊婦期から支援が必要と判断した場合は、担当保健師が支援を行います。

取り組み	内容
13. 就学相談の実施（教育支援課）	特別な支援を必要とするこどもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。
14. 就労相談の実施（障害保健福祉課）	就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。
15. 若者相談支援事業の実施（次世代育成課 青少年育成センター）	15歳から39歳までの若者とその家族からの相談を受け付け、必要に応じて専門的な支援機関を案内します。
16. 障がい者向け出張相談の実施（障害者更生相談所）	障害者支援施設等への入所者（通所者）や補装具の使用者で心身に障がいのある人に対して、出張による医学的、心理学的及び職能的判定等の総合相談を行い、社会的更生の支援を行います。
17. 総合相談事業の実施（福祉総務課）	ボランティア相談、福祉なんでも相談を行います。
18. 民生委員・児童委員による相談の実施（福祉総務課）	市内53地区の単位で地区民生委員・児童委員協議会を組織し、障がいのある人等からの相談に応じ必要な援助を行うことにより、福祉のまちづくりを推進します。
19. ヤングケアラー相談窓口の設置（子育て支援課）	ヤングケアラー相談窓口を開設し、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）やその家族、関係機関等の相談に応じます。

(3) 地域生活への移行の促進

【現状と課題】

- ・ 地域生活への移行にあたり、入所又は入院していた人が地域で生活していく意欲をもてるよう、入所施設や精神科病院等、地域の相談支援事業者など連携した支援が求められています。
- ・ 地域で支援を受けながら安心して生活を送るためには、支援機関同士が連携し、包括的にサポートする体制が必要です。

【取り組みの方向性】

入所施設や精神科病院などから地域生活への移行に向けた継続的な支援や、移行後には支援機関と連携したフォローアップに取り組みます。

自宅での暮らしを支える訪問系サービスや、住まいの場の一つとなるグループホーム、日中活動の場である通所施設を充実し、安心して地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。

① 地域生活への移行の促進

取り組み	内容
1. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課）	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。
2. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。
3. グループホームの整備（障害保健福祉課）	入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を推進します。
4. 救護施設 ³⁴ における地域移行支援の実施（福祉総務課）	救護施設の入所者に対して、居宅に近い環境で生活訓練を行う救護施設居宅生活訓練事業を行います。また、退所者等に対して、通所施設訓練や訪問指導を行う保護施設通所事業を行います。

34 救護施設：身体や精神に障がいがあり、経済的な問題も含めて在宅での日常生活が困難な人たちが、健康に安心して生活するための生活保護施設。「生活保護法」第38条第1項第1号に定められている。

(4) 地域生活支援の充実

【現状と課題】

- ・ 障害福祉サービス等に対するニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- ・ 障がいのある人の高齢化とともに、家族の高齢化、親なき後の支援等、将来への不安を感じている人が多くなっており、必要なときに自立の支援や適切なサービスの提供が受けられるよう、障害福祉サービス等事業所の連携・協力や介護保険サービスの提供も含めた包括的なサポートを可能にする体制が必要です。
- ・ 障がいのある人が安心して自立した日常生活・社会生活を送ることができるように、引き続き在宅サービスの充実、障害福祉サービス等の質の向上を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすため、在宅支援の中心となる訪問系サービス、昼間の活動や働く場となる日中活動系サービス、住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービスを中心に、移動のための支援や福祉用具の利用支援等の地域生活支援事業等による総合的なサポート体制を整備します。

また、障がいのある人の重度化、高齢化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域における生活の安心感や、ひとり暮らし等への生活の場の移行の支援を提供する体制を整備します。

① 障害福祉サービスの充実

取り組み	内容
1. 地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築（障害保健福祉課）	障がいのある人の高齢化や重度化等への対応、さらに「親なき後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らせるよう、生活を地域で支えるサービス提供体制を構築します。
2. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。
3. グループホームの整備（障害保健福祉課）【再掲】	入所施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を推進します。
4. 発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営（障害保健福祉課）	発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」において、専門的な療育や日中活動の場の提供、相談支援等を包括的に行います。
5. 共生型サービスの導入（障害保健福祉課、介護保険課）	同一の事業所で障がいのある人へのサービスと高齢者へのサービスを提供できる「共生型サービス」の開設を支援します。

取り組み	内容
6. 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査の実施（障害保健福祉課）	障害福祉サービス事業者等に対し、法令遵守とサービス利用者のニーズに的確に対応した事業の実施を指導するとともに、不正行為を未然に防止し、法令遵守義務の履行を確保する観点から業務管理体制の整備についての指導・助言を実施します。
7. 指定障害福祉サービス等に係る情報公表の実施（障害保健福祉課）	障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する際に個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるようになるとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る。
8. ロボット等導入支援事業の実施（障害保健福祉課）	障害福祉サービス施設等の職員の業務負担軽減のため、介護ロボットやICT機器等の導入を推進します。

② ニーズに応じた支援の実施

取り組み	内容
1. 地域活動支援センター事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人を日常的に介護している家族の負担軽減のため、障害福祉サービス事業所等において、日帰りによる支援を行います。
3. 移動支援事業の実施（障害保健福祉課）	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会参加等を促すため、外出支援を行います。
4. 補装具費支給事業の実施（障害保健福祉課）	障がいにより失われた機能を補い、日常生活を円滑に行うため、補装具の製作費、修理費を支給します。
5. 日常生活用具助成事業の実施（障害保健福祉課）	日常生活がより円滑に行われるための排泄管理支援用具、介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具等の用具費を助成します。
6. 施設利用入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、施設の特殊浴槽を利用した入浴サービスを行います。
7. 移動入浴サービス事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人で家庭の入浴設備では入浴が困難な人等について、移動入浴車が家庭を訪問し、自宅での入浴サービスを行います。

取り組み	内容
8. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）	聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
9. 配食サービス事業の実施（障害保健福祉課）	一人暮らしで、身体に重度の障がいのある人等に対して、食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を図ることを目的に自宅への食事の配達を行います。
10. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）	在宅の2歳以上の重度の障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。
11. 介護給付等事業の実施（介護保険課）	65歳以上の人若しくは40歳以上64歳以下の特定疾病のある人で、要介護状態又は要支援状態となった場合、介護認定を受けた人について、各種介護保険サービスに係る給付を行います。なお、障害福祉と介護保険とで共通するサービスについては、原則、介護保険サービスが優先して適用されます。
12. 福祉有償運送事業の実施（福祉総務課）	NPOや社会福祉法人等が、障がいのある人や高齢者等、公共交通機関を利用する事が困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行います。

(5) 経済的な支援

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域で自らが望む生活を実現することができるよう、各種手当や制度の運用を通じて、経済的自立を図ることが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいのある人とその家庭に対する経済的な負担の軽減のため、国による支援制度の他、市の助成制度などにより経済的な支援を行います。

① 手当等による金銭的な支援

取り組み	内容
1. 各種手当の給付（障害保健福祉課）	障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、浜松市重度心身障害児扶養手当）を給付します。
2. 介護者慰労金の給付（障害保健福祉課）	在宅の重度の障がいのある人の介護を行っている介護者に慰労金を支給します。
3. 心身障害者扶養共済制度の実施（障害保健福祉課）	心身障害者扶養共済制度の実施により、保護者が亡くなった場合等に障がいのある人に終身年金を支給します。
4. 生活福祉資金の貸付け（福祉総務課）	低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助长促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

② 助成制度による負担軽減の実施

取り組み	内容
1. バス・タクシー券等の交付（障害保健福祉課）	障がいのある人の外出支援を促進するため、手帳所持者にバス・タクシー券等を交付します。
2. リフト付福祉タクシーの運賃助成（障害保健福祉課）	身体障害者手帳を所有し、電動車いすを使用している人がリフト付福祉タクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
3. 視覚障害者等への外出応援事業の実施（障害保健福祉課）	障がいのある人の外出支援をより一層促進するため、身体障害者手帳を所有し、視覚障害もしくは肢体不自由の当該等級の人々にタクシー券を交付します。

取り組み	内容
4. 障害者施設通所支援事業の実施（障害保健福祉課）	訓練施設等に通所しているサービス利用者が公共交通機関を利用して通所する場合、その交通費の一部を助成します。
5. 住宅改造費助成（障害保健福祉課）	下肢、体幹又は視覚に重度の障がいのある人の日常生活の不便を解消するため、住宅設備等の改造に要する経費の一部を助成します。
6. 自動車改造助成事業の実施（障害保健福祉課）	身体障がいのある人の自立更生を支援するため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。
7. 紙おむつ購入費の助成（障害保健福祉課）【再掲】	在宅の2歳以上の重度の障がいのある人に対して、紙おむつの購入費を助成することで、介護者の負担の軽減を図ります。

3 保健・医療

【基本方針】

障がい・疾病に関する知識等の普及・啓発を図り、早期発見に努めるとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉の連携を強化し、支援の提供体制の充実を図ります。

基本施策

施 策

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

- ① 障がい・疾病の早期発見
- ② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等
- ③ 医療費の助成

(2) 精神保健福祉の推進

- ① 精神保健福祉の推進
- ② 精神科救急医療体制の整備
- ③ こころの健康対策の充実

(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実

【現状と課題】

- ・ 障がいの軽減や重度化・重篤化の防止を図り、障がいのある人の自立を促進するため、保健・医療やリハビリテーションの充実が求められています。
- ・ 乳幼児健康診査の各健康診査の平均受診率は 97.1%、就学時健康診断の受診率は 98.1%と高くなっています。
- ・ 医療的ケア児等に対して、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、地域において包括的な支援が受けられるよう、支援体制を構築することが必要です。

【取り組みの方向性】

障がいや疾病の早期発見等により、障がいの軽減や重度化・重複化の防止を図ります。また、適切な支援が受けられるよう、必要な医療費の助成を行います。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者が、心身の状況に応じた適切な医療、保健、福祉、教育その他の関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連絡調整を行うための体制を整備します。

① 障がい・疾病の早期発見

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）	各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいや疾病の早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォローアクションに対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学時健康診断の実施（健康安全課）	就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。
4. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）	「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、こどもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。

② 適切な医療、地域リハビリテーションの提供等

取り組み	内容
1. 医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置（障害保健福祉課）	医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者及びその家族が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、継続的に意見交換や情報提供を図る協議の場を設置します。
2. 医療的ケア児等相談支援センターの運営（障害保健福祉課）【再掲】	医療的ケア児や重症心身障害児が適切な支援を受けられるよう、情報の提供や助言その他の支援を行う医療的ケア児等相談支援センターを運営します。
3. 医療的ケア児の受け入れ体制の整備（幼児教育・保育課、教育総務課、教育支援課）	保育所等や小中学校、放課後児童会において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師の配置等により、医療的ケア児の受け入れ体制を整備します。
4. 医療的ケア児支援者への研修の実施（教育支援課）	医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの実施校について助言等を行うほか、配置看護師に対する研修を行うなど、支援者の人材育成を行います。
5. 医療的ケア児等支援者養成研修の開催（障害保健福祉課）	医療的ケア児等の支援者を育成します。
6. 障がい者(児)歯科診療(浜松医療センター)の実施（病院管理課）	浜松医療センター歯科口腔外科において、歯科治療が困難な障がいのある人へ歯科診療を提供します。
7. 障がい者施設歯科健診の実施（健康増進課 口腔保健医療センター）	市内の通所型の障がい福祉施設に出向き、施設利用者の歯科健診、保健指導を行い、定期的にかかりつけ歯科医院を受診することを啓発します。
8. 心身障がい者歯科診療の実施（健康増進課 口腔保健医療センター）	歯の健康センターにおいて、「障がい者歯科協力歯科医院」との連携を図りながら、歯科診療を行います。
9. 歯科訪問診査の実施（健康増進課 口腔保健医療センター）	在宅療養者を対象に歯科医師が家庭等に訪問して、歯科健診・保健指導・受診指導を実施します。
10. 浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進（健康増進課 口腔保健医療センター）	障がいのある人が安心して歯科診療が受けられるよう、身近な歯科医療機関での受診を推進します。
11. 難病相談の実施（健康増進課）【再掲】	難病患者を対象に療養上の不安解消を図るために、医療・日常生活・社会生活・経済的問題等について相談に応じます。

取り組み	内容
12. 地域リハビリテーションミニ講座（相談）の開催（障害者更生相談所）	専門的な知識を有する理学療法士が、膝や腰等の痛みを抱える人やその家族を対象に、痛みや不安に関する相談や知識の習得等、在宅でのセルフケアについてサポートします。

③ 医療費の助成

取り組み	内容
1. 自立支援医療の給付（障害保健福祉課、健康増進課）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付します。（更生医療、育成医療、精神通院医療）
2. 重度障害児者医療費助成（障害保健福祉課）	重度の障がいがある人の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。
3. 未熟児養育医療の給付（健康増進課）	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児で指定の医療機関に入院した場合に医療の給付を行います。
4. 小児慢性特定疾病医療の給付（健康増進課）	国の定める小児慢性特定疾病の患者（18歳未満の人）に対して、該当疾病の治療にかかる医療の給付を行います。
5. 難病患者に対する医療費助成（健康増進課）	指定難病（原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病）の患者に対して、指定難病の治療にかかる医療の給付を行います。
6. 精神障害者医療費助成（障害保健福祉課）	精神の障がいによって精神科に入院した人の療養に要する医療費の負担を軽減するため、その一部を助成します。

(2) 精神保健福祉の推進

【現状と課題】

- ・ こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や、社会生活への適応に困難を生じている人が増加しており、早期の対応とともに、家族も含めた支援が必要です。家族が孤立しないよう、交流の場の提供を行うほか、精神疾患に関する知識や支援サービス等の情報提供を行っています。
- ・ 精神障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実やこころの健康に関する理解促進に取り組むとともに、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して包括的な支援の充実が求められています。

【取り組みの方向性】

こころの健康に関する理解促進の取り組みと適切な相談対応を行うとともに、こころの健康が保てるよう専門的な支援を行います。

また、精神障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行や地域で暮らしていくための包括的な支援体制整備を進めます。さらに、医療中止者・未治療者を必要な支援につなげるため、医療機関と連携した支援を進めます。

① 精神保健福祉の推進

取り組み	内容
1. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（障害保健福祉課）【再掲】	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。
2. 精神障害者支援地域連絡会の設置及び運営（障害保健福祉課）	措置入院者が退院後に継続的な支援を受けられるよう、精神科医療の役割を含めた精神障がいのある人への支援体制に関して、関係機関等と協議するとともに、退院後支援計画の作成や実施にかかる連絡調整を行います。
3. 精神保健福祉相談の実施（障害保健福祉課）【再掲】	精神保健福祉士、保健師等による訪問、来所、電話相談を行います。
4. 中山間地域訪問相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	中山間地域において、主に訪問により、在宅の精神疾患を持つ人及び精神障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、生活支援を行います。
5. 各種家族教室の開催（障害保健福祉課、精神保健福祉センター）	精神障がい等のある人の家族のための教室（統合失調症、ひきこもり、うつ病、摂食障がい、依存症）を開催します。医師等による講話や社会復帰に向けた情報提供やグループワークを行います。

取り組み	内容
6. 精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援（精神保健福祉センター）【再掲】	市内にある精神保健福祉に関する家族会等がお互いの活動を知り、連携の強化を図ることができる場として連絡会を開催します。また、家族会等が自主的な活動を行えるように支援を行います。
7. 高次脳機能障害の相談会の実施（障害保健福祉課）【再掲】	静岡県が実施する「高次脳機能障害医療等総合相談事業」において、リハビリテーション科等の専門医師、作業療法士、社会福祉士、市職員等による予約制の相談を、静岡県西部健康福祉センターを会場として開催します。
8. 精神障害者医療費助成（障害保健福祉課）【再掲】	精神の障がいによって精神科に入院した人の療養に要する医療費の負担を軽減するため、その一部を助成します。

② 精神科救急医療体制の整備

取り組み	内容
1. 精神科救急医療体制の整備（障害保健福祉課）	精神疾患の急激な発症や症状の悪化の際に、かかりつけの医療機関に連絡がつかない場合等、早急に医療を必要とする人の受診等に関する相談に応じる体制の確保や、精神障がいのある又はその疑いのある人が迅速かつ適切な医療及び保護が図られる体制の確保を行います。

③ こころの健康対策の充実

取り組み	内容
1. こころの問題に関する相談の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	特定の分野（ひきこもり、自死遺族、犯罪等被害者、依存問題、摂食がいの家族、がん患者の家族・遺族等）について、予約制で保健師、臨床心理士、精神保健福祉士が無料の相談を行います。
2. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	ひきこもり地域支援センターにてご本人、ご家族の個別相談を実施します。必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
3. 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	ポルトガル語等によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、面接・電話等によるメンタルヘルス相談、精神科医療機関への同行通訳（多言語）、出張相談、通訳者の養成、講習会の開催等を行います。
4. 精神障がい者に対する訪問支援（アウトリーチ）の提供（障害保健福祉課）	支援が必要な状況にある精神科未受診の人や治療を中断している人が、医療や福祉サービスなどの必要な支援につながるよう多職種による訪問支援等を行います。

取り組み	内容
5. 依存症対策支援の実施（障害保健福祉課）	依存症等の患者が地域で適切な医療を受けられるよう、静岡県と静岡市と共同し医療提供体制を整備します。

第5章

分野別施策

4 生活環境

【基本方針】

暮らしやすい環境づくりに向けてユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安心して暮らすことができるよう防災対策の充実を図ります。

基本施策

施 策

(1) 福祉のまちづくりの推進

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

(2) 防災対策の推進

- ① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進
- ② 災害時支援体制の整備
- ③ 障がい特性に応じた配慮の充実

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ・ 公共建築物の整備においては、「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、ユニバーサルデザイン化を進めており、施設の新增築・改築、改修時に、スロープ・手すり・多目的トイレ・エレベーター等ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行ってきました。
- ・ 道路の整備や維持管理においても、「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、立体横断施設のユニバーサルデザイン化やUDブロックの設置による歩道の段差解消等により、障がいの有無に関わらず全ての人が安全に安心して移動できるみちづくりを進めています。

【取り組みの方向性】

障がいのある人や高齢者、車いすを利用する人、子育てをしている人など誰にとっても利用しやすい公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進（施設所管各課）	誰もが利用したくなる施設づくりを目指して、施設の新增築・改築、改修時に、施設用途や利用者属性を考慮し、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れた整備を進めます。
2. 道路施設のユニバーサルデザイン化の推進（道路企画課）	「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に基づき、障がいのある人や高齢者、子ども等すべての人が快適に、安全に安心して利用できる道路施設の整備を推進します。

(2) 防災対策の推進

【現状と課題】

- ・ 近年、台風や豪雨等の災害により、防災に対する意識がますます高まっています。出前講座や自主防災隊研修会、防災学習センターによる講座等を通じて、災害時における自助・共助・公助の重要性について啓発を行っています。
- ・ 災害発生時に障がいのある人が安全に避難するため、年齢や状況に応じた避難支援が必要です。併せて、地域においても、災害時・緊急時に助け合えるように平時からの関係づくりが必要です。
- ・ 普段からの防災対策や地域での訓練、発災時の避難方法、避難所での障がいの特性に配慮した支援や理解、福祉避難所の円滑な確保・運営等、防災対策の充実が必要です。
- ・ 災害発生後にも継続して障害福祉サービス等を提供することができるよう、障害福祉サービス事業所等における災害対策を推進しています。

【取り組みの方向性】

災害発生時には、要配慮者の安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでなく、家族、地域、支援団体等と協力しながら対応していくことが必要となるため、平時からの隣近所との顔の見える交流の重要性について、出前講座の開催やホームページへの掲載を通して周知し、防災意識の向上を図ります。

① 防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進

取り組み	内容
1. 災害時における自助、共助、公助の啓発（危機管理課）	要配慮者の命を守るために行政だけでなく、要配慮者、家族、地域、支援団体等がそれぞれできることを行い、協力していく必要があります。家屋の耐震化、家具の転倒防止、水や食料等の備蓄といった事前の備えと併せて、要配慮者自身やその家族が地域の防災訓練に参加するなどの隣近所との顔の見える関係づくりの重要性について、出前講座の開催やホームページへの掲載等を通じて周知します。
2. 火災予防の広報（予防課）	民間防火協力団体である浜松市防災協会を通じて、火災予防に関する広報を行います。
3. 防火管理指導の実施（予防課）	予防査察を通して、施設の関係者に対して、火の怖さや取扱い等の火災予防に関する知識の向上を図るとともに、自主防火管理について指導します。

② 災害時支援体制の整備

取り組み	内容
1. 福祉避難所の受け入れ体制の構築（障害保健福祉課）	指定避難所（市立小中学校等）で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者 ³⁵ の受け入れに関する協定を締結し、緊急時の受け入れ体制の構築を行います。
2. 避難行動要支援者への支援（障害保健福祉課）	一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画を策定し、災害時における避難支援の充実を図ります。
3. 防災訓練の共同実施（障害保健福祉課）	災害時に障がいのある人が安心して避難できるようにするとともに、支援者が適切な支援や配慮ができるよう防災訓練を福祉施設と共同で実施します。

③ 障がい特性に応じた配慮の充実

取り組み	内容
1. 緊急時の通報システムの運用（情報指令課）	聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのファックス、メール、チャット機能等を活用した緊急通報に対応します。
2. 災害時 FAX一斉同時通報サービスの実施（障害保健福祉課）	聴覚や言語機能に障がいのある人への災害情報の発信を行います。
3. 緊急通報装置の貸与（障害保健福祉課）	一人暮らしの重度の身体障がいのある人の日常生活の不安感の解消、緊急時の迅速で適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
4. あんしん情報キット ³⁶ の配布（障害保健福祉課）	日常生活に不安のある障がいのある人の見守り支援として、冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に救助者が円滑に対応できる「あんしん情報キット」を配布します。

35 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。

36 あんしん情報キット：かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服薬等の情報が記入されたカードを入れたキット。

5 療育・教育

【基本方針】

子どもが夢や希望をもって暮らせるよう、家庭を含めた支援を充実します。関係機関と連携して、各ライフステージを通じて、一貫したきめ細かい支援を実施します。

基本施策

施 策

(1) 早期発見・早期療育の推進

- ① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行
- ② 早期療育体制の充実

(2) 発達支援教育の推進

- ① 相談・支援の充実
- ② 教職員の専門性の向上

(3) 放課後等の支援の充実

- ① 放課後等の支援の充実

(4) 卒業後の自立に向けた支援

- ① キャリア教育と進路相談の充実
- ② 生涯を通じた学習活動の充実

(1) 早期発見・早期療育の推進

【現状と課題】

- できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できることから、障がいの早期発見が必要です。それと同時に保護者の不安解消に対する支援も重要となります。
- 発達障がいの疑いのある幼児とその保護者に対して、早期療育的なプログラムを提供する発達支援広場については、利用者の増加及び利用待機の長期化から、会場を増設し、専門性の高いスタッフによる相談・支援を実施しています。

【取り組みの方向性】

発達の遅れや障がいの疑いのある子どもに対して、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、子どもの持てる能力や可能性を伸ばしていくことが大切です。専門的な相談支援と関係機関の相互連携を強化するとともに、早期療育を行う施設の整備や機能の強化を図り、子どもと家庭への支援を充実します。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが生活を通してともに成長できるよう対応することが子どもの発達にとって重要であることから、施設の持つ専門的な技術や機能を活用し、地域の幼稚園や保育所等での受け入れを促進します。

① 障がいの早期発見と支援への円滑な移行

取り組み	内容
1. 乳幼児健康診査の実施（健康増進課）【再掲】	各健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）の受診率の向上及び未受診者対策により障がいや疾病の早期発見を進めるとともに、健康診査後の要フォローアップに対する保健指導の充実に努めます。
2. 就学時健康診断の実施（健康安全課）【再掲】	就学予定者に対し、学校生活や日常生活に支障となるような疾病及び異常の疑いについて適切な治療勧告、保健上の助言及び就学指導等を行います。
3. 母子健康相談の実施（健康増進課）【再掲】	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児の保護者の相談に応じます。また、医療機関・療育機関等の専門機関との連携を緊密にし、保健指導の充実に努めます。
4. 発達障がい（疑い）のある人の相談の実施（子育て支援課）【再掲】	身近な窓口等で、発達障がいについて心配や悩みのある人や家族の相談に応じます。

取り組み	内容
5. 発達相談支援センター「ルピロ」の運営（子育て支援課）【再掲】	発達相談支援センター「ルピロ」において、発達障がいのある人や家族に対し、相談や情報提供、就労支援を行います。また、市民や関係者への発達障がいの啓発事業や研修会を実施するとともに、地域支援体制の整備を行います。
6. 「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営（障害保健福祉課）【再掲】	「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」において、こどもを対象に発達障がいや知的障がいを診療する専門機関として質の高い医療を提供するとともに、地域の教育機関や医療機関、福祉施設その他の関係機関との連携により適切な支援を行います。
7. 児童相談の実施（児童相談所）	心身の発達の遅れが心配なこどもや、肢体不自由のある児童の施設入所等の相談を行います。また、知的障がいのあるこどもの療育手帳交付にかかる障がいの程度を判定します。
8. 発達障害者支援地域協議会の運営（子育て支援課）【再掲】	発達障がいのある人の支援に関する関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
9. 要保護児童対策地域協議会の運営（子育て支援課）【再掲】	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、浜松市要保護児童対策地域協議会を運営し、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行います。

② 早期療育体制の充実

取り組み	内容
1. 発達支援広場の設置（子育て支援課）	成長がゆっくりであったり、発達に心配があつたりすることの保護者が安心して育児ができるよう保護者の交流、育児支援の場を整備します。
2. 障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。
3. 発達医療総合福祉センターの運営（障害保健福祉課）	療育センターにおいて、地域の中核的な療育支援施設として専門的な療育を行うとともに、保育所や幼稚園などの支援、相談支援等を総合的に行います。

取り組み	内容
4. 保育所等巡回支援の実施（障害保健福祉課）	幼稚園や保育所等からの申請により、児童発達支援センターが園を訪問し、発達に課題があると思われるこどもへの支援方法について、支援を担当する園職員へ助言等を行います。
5. 障がい児保育の推進（幼児教育・保育課）	私立保育所等に対して、入所児童のうち特別児童扶養手当支給対象児童及び障がいがあると市長が認定した児童の保育に要する経費を補助することにより、保育内容の充実と需要に応じた円滑な受け入れ体制を推進します。
6. 幼稚園教諭・保育士等の研修（幼児教育・保育課）	幼稚園教諭や保育士等が、障がい児保育についての研修会に参加することにより、障がいに関する知識を学び、日常生活を支援していきます。
7. 障がい児入所支援の実施（児童相談所）	障がいのあるこどもで、家庭での療育が困難なこどもに対し、入所施設において保護又は日常生活の指導等を行います。

(2) 発達支援教育³⁷の推進

【現状と課題】

- ・ アンケート調査では「保育所・幼稚園、学校等に望むこと」について、「本人の状況に応じた指導をしてほしい」が最も多く回答されています。
- ・ 教育現場においては、一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応するため、発達支援教育コーディネーター³⁸を中心とした園内・校内体制の充実や、キッズサポーター、スクールヘルパーを配置し、個々の状況に応じた学校生活面での支援を行いました。引き続き、研修等により教職員の障がいに対する理解を深めるとともに、インクルーシブ教育システムの整備を推進する必要があります。

【取り組みの方向性】

障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場でともに学ぶことを目指し、特別な支援を必要とする子どもに対し、教育的ニーズに応じた支援を提供できるよう、教育環境の整備や学習の場を充実するとともに、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築します。

また、効果的な支援体制の構築のため、専門的知識や指導方法を習得する研修会を実施します。

① 相談・支援の充実

取り組み	内容
1. 子育てサポートはますくノートの活用（子育て支援課）	子育てサポートはますくノートの活用により、保護者を含め福祉、保健、医療、教育、労働等の関係機関が子どもの発達にかかる情報を共有することで、一貫した相談や適切な支援の充実を図ります。また、子育て情報サイト「ぴっぴ」のはますくQ&Aを運営し、発達に課題がある子どもについて、気づきにつながるような情報やその対応方法を掲載し、家族や支援者等へ活用を勧めます。
2. サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進（障害保健福祉課）	児童発達支援事業等による早期支援の成果を就学後に連続して引き継ぐ体制及び療育の推進について、障がい者自立支援協議会（子ども専門部会）の提案・協議により作成された「サポートかけはしシート ³⁹ 」を活用し、就学することの療育の推進を図ります。

37 発達支援教育：特定の子どもだけを対象として支援するのではなく、すべての子ども一人ひとりの発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援するもの。

38 発達支援教育コーディネーター：園内、校内における発達教育の推進役。個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等、子どもへの最適な支援の方策を提案したり、幼稚園・学校内外の連絡調整を行ったりする教員。

39 サポートかけはしシート：児童発達支援事業所と小学校において、進級や進学の際に、子どもに対して継続して必要な支援を行うことを目的に作成するシート。子どもの特性や配慮すべき点等を記載。

取り組み	内容
3. 就学相談の実施（教育支援課）【再掲】	特別な支援を必要とすることもを持つ保護者に対して、就学先の相談に応じます。
4. 発達支援教育コーディネーターの配置（教育支援課）	すべての小中学校に発達支援教育コーディネーターを配置し、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制をつくり、全校体制で特別な支援を必要とすることの支援を行います。
5. 学習の場の充実（教育支援課）	特別な支援を必要とすることのニーズに応じた教育を推進するため、小中学校に発達支援学級や通級指導教室等を設置し、支援体制を整えます。
6. キッズソーター ⁴⁰ 、スクールヘルパー ⁴¹ の配置（教職員課、幼児教育・保育課）	幼稚園では、障がいのある子どもが在籍する学級にキッズソーターを配置し、小中学校では、発達支援学級や個別支援が必要な子どもが在籍する通常の学級にスクールヘルパーを配置します。
7. 発達支援教室支援員の配置（教職員課）	発達支援教室に発達支援教室支援員 ⁴² を配置し、教科学習の充実や学校生活への適応を支援します
8. 発達支援教育就学奨励費支給事業の実施（教育支援課）	小中学校の発達支援学級へ就学又は通級指導教室へ通級する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等を援助することにより、経済的な負担の軽減を図ります。
9. 発達支援の部屋の設置（幼児教育・保育課）	市立幼稚園において、個別の支援を必要とする幼児の成長や発達を促すことを目的に、園内に「発達支援の部屋」を設置し、保護者の理解を得てニーズに応じた支援を行います。
10. 共生・共育の推進（教育支援課）【再掲】	特別支援学校に在籍することもが居住する地域の小中学校に交流籍を置き、交流及び共同学習を行います。

40 キッズソーター：幼稚園の主に障がいがある子どもが在籍する学級において、学級担任の指導補助を行う指導員。

41 スクールヘルパー：小中学校の発達支援学級や個人的支援が必要な子どもが在籍する通常の学級において、日常生活の指導補助を行う指導員。

42 発達支援教室支援員：教員免許を持ち、発達支援教室において個別指導が必要な子どもに対して教科学習を中心とした支援を行う指導員。

② 教職員の専門性の向上

取り組み	内容
1. 発達支援教育に関する研修の実施（教育センター）	初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修等の機会を捉えて発達支援教育に関する研修を行うとともに、支援のための専門的な研修を行い、障がいに対する理解を深め、適切な指導力の向上を図ります。

(3) 放課後等の支援の充実

【現状と課題】

- 放課後等デイサービスについて、利用児童数、サービス事業所数ともに大幅に増加しています。
- 放課後児童会では、障がいのある子どもを受け入れるため、支援員等を加配するとともに、支援員等を対象とした障がいに関する研修を実施しています。引き続き、支援の充実をはかる必要があります。

【取り組みの方向性】

放課後等に個々の子どもの状況に応じた支援を行うことにより、健全な育成を行っていく必要があります。

支援を必要とする障がいのある子どもたちなどに対して、生活能力の向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行っていきます。

① 放課後等の支援の充実

取り組み	内容
1. 障害児通所支援事業の実施（障害保健福祉課）	障がい児の地域生活を支援するため、必要な障害児通所支援等に係る給付を行います。
2. 日中一時支援事業の実施（障害保健福祉課）	特別支援学校や発達支援学級等に通う子どもの放課後や長期休暇における預かり支援を行います。
3. 放課後児童会への障がいのある子どもの受け入れの実施（教育総務課）	受け入れ児童の状況に応じて支援員等を加配し、集団生活が可能な障がいのある子どもの受け入れを行います。

(4) 卒業後の自立に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 学校卒業後も地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、その特性や心身の状況に応じた支援や配慮が必要です。各学校においては、将来を見据えた上で必要な資質や能力を明確にし、計画的にキャリア教育⁴³を進めています。

【取り組みの方向性】

社会生活へ向けた進路相談に応じるとともに、能力や適性等に応じて進路を選択できるように、将来のステップアップに向けたキャリア教育を推進します。また、生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供します。

静岡県の高等部教育において、多様な進路に対応できるよう幅広い学習の展開や一人ひとりの適性に応じた職場開拓、職場実習等、充実した取り組みを実施します。

浜松市においても、学校卒業後に障害福祉サービス等の利用を希望する人に対しては、本人の意向や心身の状況に応じて適切なサービスが利用できるよう進路相談に応じるとともに、特別支援学校、障害福祉サービス事業者、障がい者団体等との連携のもと、障害福祉サービス等について学ぶ機会を提供し、生徒とその保護者の進路選択に対する不安の軽減を図ります。

① キャリア教育と進路相談の充実

取り組み	内容
1. キャリア教育の推進（指導課）	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて必要な力を身につける教育に取り組みます。
2. 福祉事業所フェアの開催（障害保健福祉課）	障がいのあるこどもやその保護者を対象に、障害福祉サービスや障害年金、就労に関する説明を行うとともに、個別相談の場を設置します。
3. 企業における就労実習の実施（障害保健福祉課）	連携協定を締結している企業において、企業で働くための就労意欲の向上を図ることを目的に就労実習を実施します。
4. 若者相談支援事業の実施（次世代育成課 青少年育成センター）【再掲】	15歳から39歳までの若者とその家族からの相談を受け付け、必要に応じて専門的な支援機関を案内します。

43 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるこを通じてキャリア発達を促す教育。

取り組み	内容
5. ひきこもり相談支援事業の実施（精神保健福祉センター）【再掲】	ひきこもり地域支援センターにてご本人、ご家族の個別相談を実施します。必要なケースについて訪問支援を行うとともに、ひきこもり当事者の居場所の運営を行います。
6. 中学校から高等学校への文書情報の提供（指導課）	県立高等学校と中学校間で支援に関する情報の共有と連携を進めるため、生徒の特性に合わせ中学校が学習面又は生活面において個別に考慮した事項にかかる記録等について、高等学校が共有を希望する場合には、本人及び保護者の同意を得たうえで提供します。

② 生涯を通じた学習活動の充実

取り組み	内容
1. 読書バリアフリーサービスの充実（中央図書館）	大活字本や電子図書等の資料の充実や、機器の利用体験会などを行うことにより、読書バリアフリーサービスの拡大を図ります。
2. 生涯学習事業参加機会の提供（創造都市・文化振興課）	生涯学習関連施設（協働センターや文化センター等）における講座・事業への参加機会を提供します。
3. 浜松市障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）	障がいのある人の社会参加を図るためにスポーツ大会を開催します。
4. 静岡県障害者スポーツ大会の開催（スポーツ振興課）	静岡県及び静岡市との共催により静岡県障害者スポーツ大会を開催します。

6 雇用・就労

【基本方針】

一人ひとりが働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現を目指し、支援を実施します。

基本施策

施 策

(1) 就労支援と雇用促進

- ① 就労支援の充実
- ② 雇用促進

(2) 就労支援施設等に対する支援

- ① 就労支援施設等に対する支援

(1) 就労支援と雇用促進

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、就労が重要であることから、障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。
- 障害者雇用促進法の改正に伴い、企業に対して障がいのある人への適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されました。
- アンケート調査では、「障がいのある人が企業等で就労するために必要だと思うこと」について、18歳以上では「勤労意欲」、18歳未満では「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が、それぞれ最も多く回答されています。障がいのある人一人ひとりの適性・能力、本人の意思や希望を踏まえた職業・雇用のマッチングや対人関係を円滑にする訓練を行う体制の充実が必要です。
- 障がいのある人が企業の成長、発展にとってなくてはならない人材として活躍し続けることができる環境づくりを一層進めることが重要です。

【取り組みの方向性】

自立支援の観点からも、就労は地域での生活を支える大きな柱となります。

障がいの特性やニーズに応じた適切な就労支援を実施するとともに、障がいのある人の就労に対する理解促進を図り、働くことができる職域や職場を広げていけるよう雇用促進の働きかけを行います。

障がいのある人の就労支援と雇用促進の両面から取り組むために、関係機関との連携を図ります。

① 就労支援の充実

取り組み	内容
1. 就労相談の実施（障害保健福祉課）【再掲】	就労に関する相談窓口を設置し、来所のほか、電話等により相談に応じます。
2. 障害者就労支援事業の実施（産業振興課）	障がいの程度や適性に応じた就労に関する総合的な相談・定着支援事業を実施します。
3. ジョブサポートセンター事業の実施（産業振興課）	市が実施する障がいのある人への生活支援とハローワークが実施する職業相談、職業紹介を一体的に実施し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。
4. 企業伴走型障害者雇用推進事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人の雇用拡大のため、雇用を実施・検討している企業に継続的な支援や助言を行います。また、研修会等を開催し、障がいのある人の雇用に対する理解促進や企業間ネットワークの構築等を支援します。

取り組み	内容
5. 障がい者職場見学会の開催（障害保健福祉課）	就労支援施設等の職員や利用者を対象に障がいのある人を雇用する企業等の現場見学会を開催します。
6. 障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成（障害保健福祉課）【再掲】	障がいのある人とその家族向け及び企業向けのパンフレットを作成し、障がいのある人へ就労に関する情報を提供するとともに、企業の障がいのある人の就労に対する理解を深めます。
7. 介護給付等事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	障がい児・者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行います。

② 雇用促進

取り組み	内容
1. 障害者雇用支援セミナーの開催（障害保健福祉課）	企業における障害者雇用の理解を深め、障害者雇用を促進するため、障害者雇用支援セミナーを開催します。
2. ユニバーサル農業 ⁴⁴ （農福連携 ⁴⁵ ）の推進（農業水産課）	農業と、福祉、教育、労働等他分野との連携により、障がいのある人等の農業参画の機会の創出と、農業の活性化を図るため、モデル事業の調査・研究、普及啓発等を行います。
3. 障がいのある人の市職員・市教員への採用（人事課、教職員課）	障がいのある人の雇用促進を図るため、障がいのある人を対象とした職員採用試験、職員選考、教員採用選考試験を実施します。
4. 入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮（調達課）	浜松市内に本店を置く業者で、建設工事に登録を希望する場合は、入札参加格付の決定において障がいのある人の雇用（法定雇用率）の達成状況を加味します。

44 ユニバーサル農業：園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がいのある人等の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み。

45 農福連携：障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

(2) 就労支援施設等に対する支援

【現状と課題】

- ・ 地域での自立した生活には収入の基盤づくりが重要であることから、就労支援施設等における適切な工賃の確保が必要であり、障害者優先調達を市が率先して進めています。

【取り組みの方向性】

就労支援施設等では、障がいのある人のそれぞれの特性を踏まえ、地域性や事業所の特色を活かしながら、様々な自主製品の製造や企業の下請け作業を通じ、就労の場を提供していきます。

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るうえでは、収入の基盤づくりが重要であることから、工賃向上に向けた取り組みを推進します。

① 就労支援施設等に対する支援

取り組み	内容
1. 官公需の発注促進（障害保健福祉課）	就労支援施設等へ受注機会を増やすため、市の発注する物品や役務の調達に関する調達方針（障害者優先調達方針）を定めるとともに、実績を公表します。
2. 市庁舎内の販売所の設置（障害保健福祉課）【再掲】	販売所「チャレンジショップわ」の市庁舎での販売継続支援を行うことにより、障がいのある人の就労や自立を支援するとともに、障がいのある人に対する市民の理解を深めます。
3. 優先調達名鑑の作成（障害保健福祉課）	就労支援施設等からの物品等の調達を進め、工賃の向上を図ることで、障がいのある人の自立を進めます。

7 情報・コミュニケーション

【基本方針】

社会のあらゆる場面において、障がいの特性に配慮し、情報の取得・利用及び意思疎通（コミュニケーション）にかかる支援を推進します。

基本施策

施 策

(1) 情報提供の充実

- ① 情報のユニバーサルデザイン化の推進
- ② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

(2) コミュニケーション保障の
推進

- ① コミュニケーション支援の充実
- ② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人の利用できるサービスやその他の福祉サービスの情報をはじめ、地域での生活に必要な情報の提供を充実させていくとともに、障がいの特性に配慮した分かりやすい情報発信や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえた情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

【取り組みの方向性】

福祉、医療、教育、障がい者団体等との連携を図り、積極的な情報提供を行うとともに、アクセシビリティに配慮した誰もが使いやすいホームページの作成や障がいの特性に配慮した媒体での情報提供を行います。

また、読書バリアフリー法に基づき、ICTを活用した読書環境の整備を推進します。

① 情報のユニバーサルデザイン化の推進

取り組み	内容
1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課）	視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「市議会だより」の発行、音声読み上げ機能を有する広報はままつ専用アプリでの配信により、より多くの市民に市政情報を届けます。
2. アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成（広聴広報課）	市が定めたサイトポリシーにより、アクセシビリティに配慮した、誰もが使いやすい公式ホームページの作成を推進します。
3. わかりやすい印刷物作成についての周知（UD・男女共同参画課）	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷物について、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインや文字の読みやすさなどに配慮して作成するよう周知、助言します。
4. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課）	障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
5. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局）	視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。

取り組み	内容
6. 録音図書・点字図書の作成・貸出（中央図書館）	「声のライブラリー」事業として、視覚による表現の認識が困難な方への読書支援のため、録音図書・点字図書の作成・貸し出しを行います。 ※事業の実施は城北図書館「声のライブラリー」
7. 読書バリアフリーサービスの充実（中央図書館）【再掲】	大活字本や電子図書等の資料の充実や、機器の利用体験会などを行うことにより、読書バリアフリーサービスの拡大を図ります。
8. ICT（情報通信技術）を活用した手話通訳サービスの提供（障害保健福祉課）	窓口にタブレット型端末を配置し、画面越しの手話通訳を行い、窓口サービス等の利便性の向上を図ります。
9. 視覚障がいのある人に対する点字等による情報提供（障害保健福祉課）	公文書の一部点字化をはじめ、視覚障がいのある人へ点字等による情報提供の推進を図ります。

② 福祉サービスや生活に関する情報提供の充実

取り組み	内容
1. 障害福祉のしおりの作成（障害保健福祉課）	障害福祉サービス等を紹介する冊子を作成するとともにホームページに掲載し、様々なサービスの内容や手続きについて、分かりやすく提供します。
2. 市ホームページによる消費生活情報等の提供（市民生活課 くらしのセンター）	市ホームページ内に「はままつe ライフ」を掲載し、消費生活に関する情報を分かりやすく提供します。

(2) コミュニケーション保障の推進

【現状と課題】

- ・区役所等の窓口において、聴覚や言語機能等に障がいのある人との意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者の配置やタブレット導入により、コミュニケーション支援を実施しています。

【取り組みの方向性】

障がいの特性に配慮した方法による情報提供や、手話や要約筆記等による意思疎通の支援により、コミュニケーション手段を確保し、コミュニケーション保障を推進します。

① コミュニケーション支援の充実

取り組み	内容
1. コミュニケーション支援事業の実施（障害保健福祉課）【再掲】	聴覚及び言語機能、音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
2. 区役所等窓口への手話通訳の配置（人事課）	区役所等に手話通訳のできる職員を配置し、聴覚に障がいのある人に対して必要に応じて通訳を行い、手続きや相談等を円滑に行います。
3. 各種奉仕員養成講座の開催（障害保健福祉課、中央図書館）【再掲】	視覚や聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（手話、要約筆記、点訳、音訳）を開催します。

② 障がい特性に配慮した情報保障の推進

取り組み	内容
1. 障がい特性に配慮した広報紙等の作成（広聴広報課、調査法制課）【再掲】	視覚障がいのある人に配慮した点字版・音声版の「広報はままつ」や「市議会だより」の発行、音声読み上げ機能を有する広報はままつ専用アプリでの配信により、より多くの市民に市政情報を届けます。
2. 障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用（障害保健福祉課）【再掲】	障がい福祉に関する冊子や資料等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供を行います。
3. 選挙時の情報提供（音声版・点字版）（選挙管理委員会事務局）【再掲】	視覚障がいのある選挙人の投票参加を促進するため、音声版・点字版の選挙のお知らせを、希望する視覚障がいのある個人や各団体に提供するとともに、市・区選挙管理委員会事務局及び市施設へ備え置きます。

取り組み	内容
4. 録音図書・点字図書の作成・貸出（中央図書館）【再掲】	<p>「声のライブラリー」事業として、視覚による表現の認識が困難な方への読書支援のため、録音図書・点字図書の作成・貸し出しを行います。</p> <p>※事業の実施は城北図書館「声のライブラリー」</p>
5. 緊急時の通報システムの運用（情報指令課）【再掲】	<p>聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による 119 番通報が困難な人からのアクセス、メール、チャット機能等を活用した緊急通報に対応します。</p>
6. 災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施（障害保健福祉課）【再掲】	<p>聴覚や言語機能に障がいのある人への災害情報の発信を行います。</p>